資料 2-3【枕崎市】

令和元年度第3回南薩保健医療圏地域医療構想調整会議 での協議に係る地域公共交通に関する情報提供(報告)

● 枕崎市の行政サービスの現状

新たな交通システムの構築に向けて、まずは、高齢者、障害者等の外出の機会を増やすことを目指して、令和元年10月から、タクシー利用に係る運賃助成制度を開始しました。

令和2年度は、市民や関係団体、交通事業者等で組織する地域公共交通システム検討委員会を設置し、タクシーの利用状況等を検証しながら、高齢者を始めとする交通弱者に配慮した、市民の地域交通の利便性の向上に資する新たな地域公共交通システムの構築を目指していきます。

(※令和2年度施政方針を基に文章作成)

交通弱者に対する

タクシー運賃の助成 を開始します。



交通弱者に対する移動手段の確保策として、 タクシー利用に係る運賃の一部助成を10月から 開始します。

助成対象者

本市に住民登録がある方で、次の条件のいず れかに該当する方が対象となります。

- (1)75歳以上で自動車等運転免許証をお持ちで ない方(本年10月1日以降に75歳になる方は、 誕生日月から申請ができます)
- (2)次の①~⑦のいずれかの該当者で自動車等 運転免許証をお持ちでない方
 - ①身体障害者
 - ②知的障害者
 - ③精神障害者
 - ④要介護認定者
 - ⑤介護予防・日常生活支援総合事業対象者
 - ⑥難病患者
 - ⑦小児慢性特定疾病患者

申請の流れ

対象者

上記の助成対象者に該当 する方または代理の方が 申請を行ってください。



①申請

市役所

市役所の福祉課(高齢者 介護保険係・障害福祉係) が窓口です。



②審査・登録

利用券 発 行 タクシー料金を一部助成 する利用券をその場で発 行します。

※申請は9月から1階北別館会議室で受付を開始します。

申請時に持参するもの

- ・助成対象者の印鑑(認印)
- ・代理申請の時は、代理の方の身分証明書と印鑑
- ・左の(1)に該当する方は、助成対象者の健康 保険証または介護保険証
- ・左の(2)の①~⑦に該当する方は、障害者手 帳や介護保険証等証明するもの

利用券の発行・使用

- ・本年度は、登録者1人当たり利用券(300円)を 最高12枚交付します。
- ・利用券の使用については、タクシー運賃(乗車) 1回につきタクシー料金の範囲内で5枚まで使 えますので、残りの差額を乗務員にお支払いく ださい。
- ・お友達同士で一緒に利用することもできます。

注意点

- 利用券は10月1日から利用できます。
- 利用券の再発行はできません。
- 登録者本人以外の方が利用することはできません。

問合せ

不明な点は、下記の問合せ先へお尋ねくださ い。

福祉課高齢者介護保険係 TEL 72-1111(内線 131·134)

福祉課障害福祉係 TEL 72-1111(内線471)



令和元年度 タクシー利用券利用状況

高齢者介護保険係(対象者)2,509人×0.7(申請率)= 1,757人 障害福祉係 (対象者) 937人×0.7(申請率)= 656人

R2. 1月末現在

		当初対象者数(人) (a)	発行人数(人) (b)	発行率(b÷a)	発行枚数 ①	利用枚数 ②	利用額 (@300円×②)	利用率(②÷①)
	高齢者介護保険係	1,757	902	51.3%	10,810	6,439	1,931,700	59.6%
[3	章 害 福 祉 係	656	73	11.1%	876	485	145,500	55.4%